

## 足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下これらを「電気自動車等」という。）に充電が可能な充電設備を設置する者に対し、予算の範囲内で必要な経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることにより、電気自動車等の普及のための基盤整備を促し、もって低炭素社会への転換を推進することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により交付された自動車検査証が有効期間内（同法第62条第2項の規定により当該自動車検査証に有効期間が記入されている場合にあっては、その記入された有効期間内）である同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

(2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

(3) 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

エ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、区内に住民登録があり、かつ、区内の自らが居住する戸建住宅（住民登録地と同一であるものに限る。）に新品の充電設備を設置した個人（リースを除く。）とする。

2 前項に定めるもののほか、本補助金の交付対象者は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

(1) 本補助金の交付対象となる設備（以下「対象設備」という。）について、他の団体

から他に補助金の交付決定を受けていないこと。

(2) 対象設備を設置した住宅が、当該年度及び過去5年以内（前回補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内）に本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(3) 充電設備を設置した日（新築の住宅に設置した場合は、当該住宅の引き渡しを受けた日）が、本補助金の申請を行う年度の4月1日以降であること。

(4) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

（補助対象設備）

第4条 対象設備は、次の要件の全てを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車等の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備であること。

(2) 未使用のものであること。

(3) 補助の対象となる経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が、50,000円以上であること。

(4) 工事を伴う充電設備であること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、対象設備の購入費及び設置工事に要する経費（運搬費、処分費その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第6条 本補助金の額は、25,000円とする。

（補助金の交付申請及び請求）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 設備本体及び設置工事に係る領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し）

(2) 設備本体及び設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し

(3) 設置した設備の形状、規格、性能等が分かるパンフレットやカタログ等の写し

(4) 設置場所の平面図（設置箇所を明示したものに限る。）

(5) 設置工事後の完成カラー写真（前号の書類と照合ができるものに限る。以下この号において同じ。次号の書類により型番及び製造番号が確認できない場合は、設置工事後の完成カラー写真、本体の型番及び製造番号を示す写真）

(6) 対象設備の設置日（新築の住宅に設置した場合にあっては、引渡しを受けた日）及び製造番号が確認できる書類の写し

(7) 対象設備を設置する建築物を共有し、又は借用している場合は、所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第2号様式）

(8) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）

(9) その他区長が必要と認める書類

2 前条の規定による本補助金の交付申請の受付は、本補助金の申請を行う年度の4月11日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直後の休日等でない日）から翌年の2月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行うものとする。

3 前項の受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。

4 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定及び申請却下）

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、本補助金の目的に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条若しくは第4条に該当しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請却下通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 区長は、前条第3項の規定により戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けた場合は、速やかに補助金を交付する。

（決定の取消し）

第10条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の手段により本補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに戸建住宅

向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により当該補助金交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 補助金交付決定者は、前条第1項の規定に基づき区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第12条 区長は、必要に応じて申請者又は補助金交付決定者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第13条 補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

（調査協力義務）

第14条 補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

（管理義務）

第15条 申請者は、当該補助対象設備を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（4足環政発第2050号 令和4年8月31日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

（令和4年度の交付対象者の特例）

2 令和4年度においては、第7条第2項中「4月11日」とあるのは、「9月1日」と読み替えるものとする。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（提出先）  
足立区長

## 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報や税務情報、足立区から他に補助に係る交付決定を受けていないこと及び他の団体への申請状況の確認について調査し、利用することを承諾します。

記

【対象者チェック】該当する□に✓してください。

<b>(1) 当該住宅は「新築」か「既存」か。</b>	
<input type="checkbox"/> 「新築」戸建住宅である。⇒ <b>区の補助制度の対象です。</b>	
<input type="checkbox"/> 「既存」戸建住宅である。⇒ (2) をご確認ください。	
<b>(2) 当該住宅に「太陽光発電システムを設置」または「電力会社と再生可能エネルギー100%の契約」をしている。</b>	
<input type="checkbox"/> 該当しない ⇒ <b>区の補助制度の対象です。</b>	
<input type="checkbox"/> 該当する ⇒ 区の補助対象外です。東京都の「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」にご申請ください（東京都との併用は不可）。	

1 交付申請金額

申請金額	25,000円
------	---------

2 申請者

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号	( )

3 電気自動車等用充電設備に関する事項（いずれかの□に✓をしてください。）

補助対象機器 (充電用コンセント含む)	<input type="checkbox"/> 急速充電設備 メーカー名： 型式：
	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 メーカー名： 型式：

4 申請書提出者（2申請者と異なる場合は記入してください。）

事業者名称：	
担当者氏名：	電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。（本人が手書きしない場合は記名押印してください。）

申請者名 \_\_\_\_\_

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（提出先）  
足立区長

（承諾者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号

## 承 諾 書

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の申請に係る下記の建築物は、  
（ 私の所有 ・ 申請者と私との共有 ）ですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象設備を設置することを承諾します。

### 記

（電気自動車等用充電設備の設置を予定する住所等）

- 1 申請者の住所
- 2 申請者氏名
- 3 申請者との関係

様

足立区長

## 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、通知します。

### 記

- 1 設備を設置した建物の住所

足立区

- 2 補助金交付金額

¥ 25,000 —

No. \_\_\_\_\_

様

足立区長

## 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請却下通知書

先に申請のあった戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金について、下記の理由により申請を却下しましたので、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

### 記

1 設備を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. \_\_\_\_\_



戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額 ¥ 25,000 —

〒

住 所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(提出先)  
足立区長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀行・信用組合 信用金庫・農協									本店 支店 出張所
	預金種別	普通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

\* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. \_\_\_\_\_

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名 \_\_\_\_\_

足 発第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、足 収第 号で通知した戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定について、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

### 記

1 設備を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_